

一般仕様書

令和5年3月

堺市環境局環境事業部

(適用)

第1条 一般仕様書(以下「本仕様書」という。)は、堺市環境局環境事業部各課(以下「本市」という。)が発注する工事(以下「本工事」という)に適用する。

(用語の定義)

第2条 本仕様書において「監督員」とは、本市の職員又は市長から監督の委託を受けた者をいう。

2 本仕様書において「監督員の指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。

3 本仕様書において「監督員の承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。

4 本仕様書において「監督員と協議」とは、協議事項について、監督員と受注者が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

5 本仕様書において「監督員に提出」とは、受注者が監督員に対し、工事にかかわる書面又はその他の資料を説明し、差出すことをいう。

6 本仕様書において「監督員に報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。

7 本仕様書において「立会い」とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。

8 本仕様書において「確認」とは、工事が設計図書のとおり実施されているか否かを確かめることをいう。

9 本仕様書において「設計図書」とは、工事打合せ記録、質疑回答書、特記仕様書、設計書・図面、本仕様書、標準仕様書をいう。

(適用範囲)

第3条 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」の最新版によるものとする。

第4条 すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は次のとおりとする。なお、設計書と図面に相違がある場合は監督員と協議により決定する。

- (1) 工事打合せ記録
- (2) 質疑回答書
- (3) 特記仕様書
- (4) 設計書・図面
- (5) 本仕様書
- (6) 標準仕様書

(疑義)

第5条 設計図書の内容について疑義を生じたときは、受注者は監督員と協議して定めるものとする。

(関係法令等の遵守)

第6条 受注者は、本工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(許認可申請)

第7条 受注者は、工事施工に当たり、関係法令に基づく関係行政機関等へ届出の手續等を遅滞なく行わなければならない。また、その際は届出書類の写しを監督員に提出しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第8条 受注者は、現場に現場代理人及び主任技術者を常駐させなければならない。下請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は、7,000万円)以上のときは、主任技術者に代えて監理技術者を常駐させなければならない。

2 請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は、8,000万円)以上の工事では、専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。

(現場代理人及び技術者の専任期間)

第9条 監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルによるものとする(専任以外の監理技術者又は主任技術者及び現場代理人についても同様とする。)。また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認められた場合には、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。

(工事実績データ登録)

第10条 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、実績登録用データを作成し、あらかじめ監督員の確認を受けたうえで、次に示す期間内に登録しなければならない。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日は含まない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

(ア) 工事受注時は契約後10日以内

(イ) 登録内容の変更時は変更があった日から10日以内

(ウ) 完成時は工事完成後10日以内

(エ) 訂正時は適宜

(損害保険等)

第11条 受注者は、本工事の施工に当たり、目的に応じて次の保険に加入すること。また、保険契約締結後、直ちにその証券又はこれに代わるものの写しを監督員に提出しなければならない。

(1) 工事の目的物の補償・・・建設工事保険又は組立保険

(2) 第三者に与えた損害の補償・・・請負業者賠償責任保険

(3)従業員が受けた身体障害の補償・・・法定外労災補償(建設共済)又は労働災害総合保険

2 受注者は、部分払を請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険等を次のとおり加入すること。また、保険契約締結後、直ちにその証券又はこれに代わるものの写しを監督員に提出しなければならない。

被保険者:堺市長

保険期間:工期に1月を加算した期間

保険金額:出来高金額以上

なお、建設工事保険、組立保険をこれに充てる場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発行の証明書を提出すること。

(下請負人)

第12条 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結したときは、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「公共工事入札契約適正化法」という。)の定めに従い、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。また、施工体制台帳の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに変更された施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

上記下請契約を締結した場合、受注者は、各下請負人の工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。また、施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに施工体系図を変更しなければならない。

施工体制台帳及び施工体系図の作成等に関しては、建設業法及び公共工事入札契約適正化法の定めに従うものとするほか、施工体系図では建設工事だけでなく建設工事以外を請け負う下請負人(産業廃棄物及び建設発生土等処理業者(収集運搬業者、中間処理・最終処分者)並びに警備業者等)においても、記載すべき下請負人の対象として扱うこととし、建設発生土等の搬出先についても、施工体系図の中で明示するものとする。

受注者は、監督員等から公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

(建設業退職金共済制度)

第13条 受注者は、建設業退職金共済制度に基づき、工事契約締結後1か月以内に「建設業退職金共済組合掛金収納書」を提出するとともに、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識(シール)を現場事務所及び工事現場の出入口等、労働者の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、自社の退職金制度がある又は中小企業退職金共済制度に加入している等の場合はこの限りではない。この場合、「建設業退職金共済組合掛金収納書」を提出しない理由書を監督員に提出するものとする。

(現場管理)

第14条 資材置場、搬入路、仮設事務所等については、監督員と協議し、工事に支障のないよう確保

し、火災、盗難等の事故防止に努めるとともに、必要に応じて、関係法令に基づく標識等を設置しなければならない。

- 2 工事施工に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意を持って対応しなければならない。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

(建設廃棄物の適正管理)

第15条 受注者は、工事で発生する建設廃棄物の処分計画を作成し、排出事業者として適正に処理し、マニフェストシステムにより処理過程を適正に管理しなければならない。

(安全管理)

第16条 受注者は、危険防止対策の実施、安全教育の徹底により災害防止に努めなければならない。

- 2 受注者は、災害又は不測の事故が発生したときは、直ちに緊急の措置を講ずるとともに、監督員に報告しなければならない。

(特定建設作業の届出)

第17条 受注者は、著しい騒音・振動を発生する特定建設作業(当該作業がその作業を開始した日に終了するものは除く)を規制地域内で行う場合は、騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、必要書類を作成し以下の届出を行うとともに規制基準を遵守しなければならない。

(1)届出期間 特定建設作業を開始する8日以上前まで

(2)提出書類

- ①特定建設作業実施届出書
- ②特定建設作業が行われる場所周辺状況の見取図
- ③特定建設作業及び当該特定建設業に伴う建設工事の工程表
- ④その他必要書類の写し等

(3)提出部数 2部

(4)届出書の提出先・問い合わせ先

堺市 環境局 環境保全部 環境対策課

電話 072-228-7474

(公共事業労務費調査に対する協力)

第18条 受注者は、本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

- 2 受注者は、調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 3 受注者は、公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

4 受注者は、対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

（流入車規制）

第19条 受注者は自動車の使用にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守するものとする。

（過積載防止対策）

第20条 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督員に提出しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」（平成5年7月19日付け建設省技調発第161号）に従うものとする。

（環境対策）

第21条 受注者は、水質汚濁、騒音の発生、空気の汚染等工事の施工中に予測される周辺環境への影響を防止する対策を講じなければならない。

（復旧）

第22条 他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じたときは、受注者の負担により速やかに復旧しなければならない。

（暴力団等の排除）

第23条 暴力団等の排除については、別紙によるものとする。

（実施工程表）

第24条 受注者は、実施工程表を作成し、監督員の承諾を得なければならない。

2 実施工程表に変更が生じた場合は、その都度変更実施工程表を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

3 実施工程表について監督員が特に指示した場合は、週間工程表、月間工程表を提出しなければならない。

（施工計画書）

第25条 受注者はあらかじめ工事实施に必要な事項を記載した施工計画書を作成し、監督員の承諾を得なければならない。必要書類は特記仕様書による。

2 施工計画書に変更が生じた場合、その都度変更施工計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

3 監督員が特に指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

（進捗状況の報告）

第26条 受注者は、設計図書及び施工計画書に基づき、工事全体の進捗状況を把握し監督員に報

告すること。また監督員が求めた場合は、報告書(実施工程表等に進捗率を記載したのも可)を作成し、監督員に提出しなければならない。

(材料及び機器)

第27条 本工事に使用する機器及び材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。海外調達による場合は下記を原則とし、事前に監督員の承諾を得るものとする。

(1)原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合すること。

(2)検査立会を要するときは、監督員が承諾した検査・試験要領書に基づく検査が国内において実施できること。

(3)将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

(特定調達品目)

第28条 受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、堺市グリーン調達基本方針(最新版)に基づき、堺市グリーン調達方針(最新年度版)に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

2 受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が発注年度以降に及ぶものは、実績の見込み又は設計時の数量を発注した年度の監督員の指示する日まで)に監督員に提出しなければならない。

(主要機器・材料の検査及び試験)

第29条 主要機器、材料の検査及び試験は、あらかじめ、監督員との協議により行うものとする。

(施工検査及び試験)

第30条 施工検査及び試験は、あらかじめ監督員の承諾を得た検査・試験要領書に基づいて行わなければならない。

(中間技術検査)

第31条 中間技術検査は、公共工事の品質向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な段階等において施工中に検査を行うもので、「堺市請負工事検査規定」及び「堺市工事技術検査要領」に基づき技術検査を受けなければならない。

(検査及び試験費用)

第32条 本工事に係る検査及び試験の手続きは、受注者において行い、これらに要する費用は受注者の負担とする。

(下検査)

第33条 受注者は、工事完成にあたって、監督員に工事関係書類を提出し、監督員による下検査を受けなければならない。

(完成検査)

第34条 受注者は、工事竣工後、本市工事検査課の完成検査を受けなければならない。

(工事関係書類)

第35条 受注者は、完成検査に必要な資料を提出しなければならない。提出する書類は特記仕様書による。

(完成図書の提出)

第36条 受注者は工事完成に際して、完成図書を提出しなければならない。必要書類は特記仕様書による。

暴力団等の排除について

1 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人等（再委任以降のすべての受任者、一次及び二次下請以降すべての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との下請契約等の解除を求めることができる。

2 下請契約等の締結について

受注者は、下請負人等との下請契約等の締結に当たっては、建設工事標準下請負契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。
また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りではない。
- (2) 本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことができる。

4 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。